

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年4月20日認可した。

平成30年4月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）王子奥池地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山2号地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高野下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）明神股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蓮正寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南原北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大灘中地区